

## 周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、次条に規定する地域の居場所づくりを推進し、地域がつながり、安心して過ごせるまちづくりを目指すことを目的とした居場所を運営する団体に対し、予算の範囲内において周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「地域の居場所」とは、地域住民と子どもが交流し、食事の提供や学習、遊びの支援をすることができる場をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、次に掲げる条件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 市内に主たる活動場所があること。
- (2) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
- (4) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の居場所の運営であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施すること。
- (2) 年3回以上実施すること。
- (3) 食事の提供をすること。
- (4) 利用者から食材等の実費相当額は徴収できるが、営利を目的とするものでないこと。
- (5) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等安心安全な事業運営に配慮すること。
- (6) 開設準備費の補助を受ける場合は、3年以上継続して運営する意思があること。

(補助対象期間)

第5条 補助事業の補助対象期間は、第8条に規定する交付決定を行った日から起算して1年間とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。この場合において、補助対象期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請団体の概要が分かる書類
- (2) 補助事業計画書
- (3) 開設準備経費計画書(開設準備費の場合)
- (4) 運営経費計画書(運営費の場合)

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金(交付・不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容に変更が生じたとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金変更(中止・廃止)申請書(別記様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付申請の内容の変更を決定したときは、周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金交付変更決定通知書(別記様式第4号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、速やかに周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金概算払請求書（別記様式第5号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の請求を受けた場合は、内容を審査した上で、請求書を受領した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、事業が完了したときは、当該事業の完了した日から起算して30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、開設準備費のみを申請した場合は、補助対象事業の要件を満たした時点を事業完了日とする。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 帳簿及び領収書又はこれに代わるものの写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定したときは、周南市地域がつながる居場所づくり支援補助金確定通知書（別記様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 規則第20条第1項各号に掲げる行為をしたとき。
- （2） 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、第13条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて交付した補助金があるとき又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるとき若しくは開設準備費の交付を受けた者が当該事業を3年未満で廃止した場合は、周南市地域がつながる

居場所づくり支援補助金返還命令書（別記様式第8号）により、当該補助金に相当する金額を返還させるものとする。

（関係書類等の整備）

第16条 交付決定者は、当該補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費		補助金の額
開設準備費	工事請負費、修繕料、備品購入費	1箇所当たり1回を限度として100,000円を上限額とする。
運営費	報償費（スタッフ経費を除く。）、消耗品費、教材費、食材料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、会場使用料、賃借料、光熱水費	1団体当たり実施予定1回につき10,000円。ただし、年間200,000円を上限額とする。

#### 備考

- 1 開設準備費の補助金の額は、上限額又は補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額とする。
- 2 運営費の補助金の額は、上限額又は事業の実施回数に10,000円を乗じて得た額若しくは補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額のうち最も低い額とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。